

別表 1 (第 5 条関係)

普通救命講習 I

到達目標	1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者 1 名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む。）、 予防救急	15
救命に 必要な 応急手 当（主 に成人 に対す る方 法）	心肺蘇 生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報、呼吸確認要領	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保、口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（D V D等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
		止血法	直接圧迫止血法	
合計時間			180	

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を受講するよう指導すること 2 講習内容及び講習時間を分割し実施することができる。 3 座学講習については、eラーニング又はオンラインによる双方向のLIVE講習(以
----	---

	下「オンライン講習」という。)を活用することができる。
4	eラーニング又はオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習(60分相当)を受講した場合、おおむね1か月以内に、対面による実技講習等(120分)を受講すること
5	訓練用資器材を充実させることにより効果的な講習を行うことができると認めた場合、講習時間を短縮し実施することができる。

別表1の2(第5条関係)

普通救命講習Ⅱ

到達目標	1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。
標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む。）、 予防救急	15
救命に 必要な 応急手 当（成 人に対 する方 法）	心肺蘇 生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報、呼吸確認要領	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保、口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方法（D V D等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
		止血法		

	心肺蘇生法に関する知識の確認 (筆記試験)	知識の確認	60
	心肺蘇生法に関する実技の評価 (実技試験)	シナリオを使用した実技の評価	
合計時間			240

備考	1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること
	2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること
	3 2年から3年間隔での定期的な再講習を受講するよう指導すること
	4 講習内容及び講習時間を分割し実施することができる。
	5 座学講習については、eラーニング又はオンライン講習を活用することができる。
	6 eラーニング又はオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、おおむね1か月以内に、対面による実技講習等（180分）を受講すること
	7 訓練用資器材を充実させることにより効果的な講習を行うことができると認めた場合、講習時間を短縮し実施することができる。

別表1の3（第5条関係）

普通救命講習Ⅲ

到達目標	1 心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む。）、 予防救急	15
救命に 必要な 応急手 当（小 児、乳 児、新 生児に 対する 方法）	心肺蘇 生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報、呼吸確認要領	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保、口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E D の使用法	A E D の使用方法（D V D 等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E D の実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
		止血法	直接圧迫止血法	
合計時間			180	

備考	1	2 年から 3 年間隔での定期的な再講習を受講するよう指導すること
	2	講習内容及び講習時間を分割し実施することができる。
	3	座学講習については、e ラーニング又はオンライン講習を活用することができる。
	4	e ラーニング又はオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、おおむね 1 か月以内に、対面による実技講習等（120分）を受講すること
	5	訓練用資器材を充実させることにより効果的な講習を行うことができると認めた場合、講習時間を短縮し実施することができる。

別表 2（第 5 条関係）

上級救命講習

到達目標	1	心肺蘇生法、大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。
	2	自動体外式除細動器（A E D）について理解し、正しく使用できる。
	3	傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。

標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。
	2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。
	3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。
	4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む。）、 予防救急	15
救命に 必要な 応急手 当（成 人、小 児、乳 児、新 生児に 対する 方法）	心肺蘇 生法	基本的心肺蘇生 法（実技）	反応の確認、通報、気道確保要領	285
			口対口人工呼吸法	
			胸骨圧迫要領	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法 （成人に対する 方法）	A E Dの使用方法（D V D等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
		止血法	直接圧迫止血法	
		心肺蘇生法に関する知 識の確認 (筆記試験)	知識の確認	60
		心肺蘇生法に関する実 技の評価 (実技試験)	シナリオを使用した実技の評価	
その他 の応急 手当	傷病者管理法		保温法	120
			体位管理（回復体位とショック時の対応）	
	手当の要領		包帯法（三角巾等）	
			副子固定法	

		熱傷の手当	
		熱中症への対応（予防を含む。）	
		その他の手当 (用手による頸椎保護、すり傷・切り傷、気管支喘息、痙攣、低血糖、失神、アナフィラキシー、歯の損傷、毒物、溺水への対応等)	
	搬送法	搬送の方法 (徒手搬送、毛布を使った搬送法、複数名で搬送する方法)	
		担架搬送法（担架搬送の基本事項）	
		応急担架作成法	
	合計時間		480

備考	1	上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を受講するよう指導すること
	2	筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること
	3	講習内容及び講習時間を分割し実施することができる。
	4	座学講習については、eラーニング又はオンライン講習を活用することができる。
	5	eラーニング又はオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、おおむね1ヶ月以内に、対面による実技講習等（420分）を受講することで、修了証を交付することができる（座学講習について、その他の応急手当等を含めた120分相当とする場合は、対面による実技講習等は360分とする）。
	6	訓練用資器材を充実させることにより効果的な講習を行うことができると認めた場合、講習時間を短縮し実施することができる。

別表3（第5条の2関係）

救命入門コース（90分コース）

到達目標	1 救急の連鎖について理解し、胸骨圧迫ができる。
------	--------------------------

	2 自動体外式除細動器（A E D）を使用できる。
標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む。）、 予防救急	90
救命に 必要な 応急手 当（主 に成人 に対す る方 法）	心肺蘇 生法 （異物 除去法 を除 く。）	基本的な心肺蘇 生法の一部 （実技）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			口対口人工呼吸要領 （展示または体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		A E Dの使用法	A E Dの使用法 （口頭またはDVD等）	
			A E Dの実技要領	
合計時間			90	

備考	1 講習内容及び講習時間を分割し実施することができる。 2 座学講習については、eラーニング又はオンライン講習を、実技講習については、 オンライン講習を活用することができる。 3 eラーニング又はオンライン講習により座学講習（45分相当）を受講した場合、お おむね1か月以内に、実技講習等（45分）を受講すること 4 訓練用資器材を充実させることにより効果的な講習を行うことができると認めた場 合、講習時間を短縮し実施することができる。
----	--

別表3の2（第5条の2関係）

救命入門コース（45分コース）

到達目標	1 救急の連鎖について理解し、胸骨圧迫ができる。 2 自動体外式除細動器（A E D）を使用できる。
標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資器材一式に対して受講者は2名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む。）、 予防救急	45
救命に 必要な 応急手 当（主 に成人 に對す る方 法）	心肺蘇 生法 （異物 除去法 を除 く。）	胸骨圧迫のみの	反応の確認、通報	
		心肺蘇生 （実技）	胸骨圧迫要領	
		A E D の使用法	A E D の使用方法 （口頭またはD V D 等）	
			A E D の実技要領	
合計時間			45	

備考	講習全般について、オンライン講習を活用することができる。
----	------------------------------

別表 4（第 9 条関係）

応急手当普及員講習 1

項目			時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）		120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技		240	
	その他の応急手当の基礎実技		180	
指導要領	基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法		300	780

	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む。)	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

備考	1 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
	2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
	3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む。)を意味する。
	4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表5 (第9条関係)

応急手当普及員講習2

項目		時間(分)
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む。)	180
合計時間		240

備考	1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む。)を意味する。
	2 指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表6 (第10条関係)

応急手当普及員再講習

項目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	180

合計時間	180
------	-----

備考	1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。
----	---

別表 7（第11条関係）

応急手当指導員講習 1

項目		時間（分）	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。）	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応	45	
合計時間		480	

備考	1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。 2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。
----	--

別表 8（第11条関係）

応急手当指導員講習 2

項目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	

指導要領	基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 (心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む。)	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応		
合計時間		1,440	

備考	1 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
	2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
	3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む。)を意味する。
	4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表 9 (第11条関係)

応急手当指導員講習 3

項目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。）	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

備考	1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
	2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
	3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。
	4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表10（第12条関係）

応急手当指導員再講習

項目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備考	1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。
	2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
	3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。
	4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。